

第 64 号

お茶の水女子大学学報

昭和 52 年 7 月 1 日
お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	2
人事	19
学事	30
諸報	34
日誌(抄)	35

関 係 法 令

【法 律】

- 恩給法等の一部を改正する法律(法律第26号, 4月30日官報)
- 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(法律第29号, 5月2日官報)
- 文部省設置法の一部を改正する法律(法律第41号, 5月20日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第64号, 6月7日官報)

【政 令】

- 文部省組織令の一部を改正する政令(政令第78号, 4月18日官報)
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令(政令第113号, 4月26日官報)
- 行政機関職員定員令及び沖縄復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第133号, 5月2日官報)
- 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(政令第134号, 5月2日官報)
- 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令(政令第135号, 5月2日官報)

- 文部省組織令の一部を改正する政令(政令第154号, 5月20日官報)
- 國家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第179号, 6月7日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第180号, 6月7日官報)
- 國家公務員共済組合法による年金の額の改定に関する政令(政令第181号, 6月7日官報)
- 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会が行う国家公務員の福祉増進事業に関する政令(政令第199号, 6月10日官報)

【府 令】

- 科学技術研究調査規則の一部を改正する總理府令(總理府令第27号, 5月14日官報)

【省 令】

- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第10号, 4月18日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第11号, 4月18日官報)
- 国立大学共同利用機関組織運営規則(文部省令第12号, 4月18日官報)
- 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく国立大学共同利用機関の長等の選考の手続に関する省令(文部省令第13号, 4月18日官報)
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び科目に関する省令等の一部を改正する省令(文部省令第14号, 4月18日官報)
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(文部省令第17号, 5月2日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第18号, 5月2日官報)
- 国立大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する省令(文部省令第19号, 5月2日官報)
- 大学入試センター組織運営規則(文部省令第20号, 5月2日官報)

- 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく国立大学共同利用機関の長等の選考の手続に関する省令の一部を改正する省令（文部省令21号，5月2日官報）
- 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく大学入試センターの所長等の選考の手続に関する省令（文部省令第22号，5月2日官報）
- 学位規則の一部を改正する省令（文部省令第23号，5月2日官報）
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目にに関する省令の一部を改正する省令（文部省令第24号，5月2日官報）
- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第25号，5月20日官報）

【規 則】

- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則（人事院規則9-17，4月21日官報）
- 特殊勤務手当の一部を改正する規則（人事院規則9-30，4月21日官報）
- 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則（人事院規則9-2，5月2日官報）

【告 示】

- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大學生の正規の課程として認定した件（文部省告示第95号，5月18日官報）
- 文部省共済組合運営規則の一部を改正する件（文部省告示第104号，5月23日官報）

学 内 規 程

○ お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学健康安全管理規程を次のように定める。

昭和52年5月25日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三

お茶の水女子大学健康安全管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、文部省健康安全管理規程（昭和48年文部省訓令第23号。以下「訓令」という。）

第4条の規定に基づき、お茶の水女子大学職員（以下「職員」という。）の保健及び安全保持に關し必要な事項を定めるものとする。

2 職員の保健及び安全保持に關しては、人事院規

則10-4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則10-4」という。），人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）（以下「規則10-5」という。），人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則10-7」という。），訓令又は他に特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この規程において「部局」とは、本部（事務局、学生部及び保健管理センターをいう。），附属図書館（女性文化資料館を含む。），学部（文教育学部にあっては、附属小学校、附属中学校、附属高等学校及び附属幼稚園を含む。）及び大学院人間文化研究科をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。ただし、本部にあっては、事務局長をいう。

（健康管理者、安全管理者等）

第3条 健康管理者及び安全管理者を置く組織区分は、前条第1項に規定する部局とし、学長は、健康管理者、安全管理者、健康管理担当者及び安全管理担当者として、それぞれ別表に定める者を指名する。

2 前項に定める者に事故あるときは、学長が別に指名する者をもって充てる。

（野外実験等の場合の体制）

第4条 学長は、部局が規則10-4第8条第1項に規定する野外実験等（以下「野外実験等」という。）を行う場合には、その業務に從事する職員のうちから特に健康管理又は安全管理の責任者を指名する。

2 学長は、部局が他の省庁又は他の大学若しくは他の部局と共同して野外実験等を行う場合には、あらかじめ協議を行い、当該野外実験等（以下「共同野外実験等」という。）に係る健康管理又は安全管理の総括責任者並びに総括責任者の事務の補助者を前項に準じて置くとともに、当該共同野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止等を一體的に行うための措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、部局長（当該野外実験等を行う部局が2以上の場合は、あらかじめ協議して定めた部局長）は、実施の2週間前までに、当該共同野外実験等の概要を、共同野外実験等実施

<p>計画書により、学長に報告するものとする。</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第5条 学長は、保健管理センターに所属する医師のうちから、健康管理医を指名する。</p> <p>(危害防止主任者)</p> <p>第6条 学長は、規則10-4別表第1に掲げる業務に係る作業場ごとに、それぞれ人事院の定める必要な免許、資格等を有する職員のうちから、危害防止主任者を指名する。</p> <p>2 学長は、前項の業務以外の業務について特に必要があると認める場合は、危害防止主任者を指名することができる。</p> <p>3 危害防止主任者は、上司の指揮監督の下に、当該作業場に係る人事院の定める危害防止に関する事務を行うものとする。</p> <p>4 部局長は、当該部局に第1項及び第2項の規定による業務を行う作業場を設置又は変更したときは、速やかに学長に届け出なければならない。</p> <p>(火元責任者)</p> <p>第7条 火元責任者は、お茶の水女子大学所属国有財産取扱規程（以下「国有財産取扱規程」という。）第12条の規定により火元責任者と定められた者もって充てる。</p> <p>2 火元責任者は、国有財産取扱規程に定める管理区域の当該施設等の火災防止に努めなければならない。</p> <p>(部局長の責務)</p> <p>第8条 部局長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 部局長は、他の条項に定めるもののほか、次に掲げる事項について実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則10-4第13条に規定する職員の健康及び安全に関する教育 二 規則10-4第14条に規定する職員の意見を聞くための措置 三 規則10-4第15条に規定する勤務環境等の衛生の措置 四 規則10-4第16条に規定する特定有害業務等に係る場所及び従事する職員に対する健康障害の防止の措置並びに勤務環境の検査及びその結果の記録の作成 	<p>五 規則10-4第17条に規定する継続作業の制限等の措置</p> <p>六 規則10-4第18条に規定する中高年令職員等に対する配慮</p> <p>七 規則10-4第28条に規定する危険を防止するための措置</p> <p>八 規則10-4第29条に規定する緊急事態に対する措置</p> <p>九 規則10-4第30条に規定する危害のおそれの多い業務への就業にあたって、規則10-4別表第5に掲げる業務に職員を従事させる場合における無資格者の従事の禁止及び規則10-4の規定中人事院が定めるべき事項についての通知別表第7に掲げる業務に職員を従事させる場合における危害防止のための特別の教育の実施</p> <p>十 規則10-4第31条に規定する設備等の使用等の制限</p> <p>十一 規則10-4第32条に規定する規則10-4別表第7及び第8に掲げる設備等の検査並びにその結果の記録の作成及び保存</p> <p>十二 規則10-7第2条から第6条までに規定する18才未満の職員及び18才以上の女子職員に対する規則10-7別表に掲げる危険有害業務又は深夜若しくは時間外勤務の制限</p> <p>十三 規則10-7第7条に規定する生理日における就業制限の措置</p> <p>十四 規則10-7第8条に規定する妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受けるための職務専念義務の免除の措置</p> <p>十五 規則10-7第9条に規定する妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の業務軽減等のための適切な措置</p> <p>十六 規則10-7第10条に規定する妊娠中の女子職員の通勤緩和のための職務専念義務の免除の措置</p> <p>十七 規則10-7第11条に規定する産前の就業制限の措置</p> <p>十八 規則10-7第12条に規定する産後における就業禁止の措置</p> <p>十九 規則10-7第13条に規定する生後1年に達しない生児を育てる女子職員の保育時間の措置（職員の責務）</p>
--	---

第9条 職員は、学長、部局長及びその他の関係者が法令及びこの規程に基づいて講する健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

(職員の意見を聞くための措置)

第10条 規則10-4 第14条に規定する職員の意見を聞くための措置として、健康安全懇談会等（以下「懇談会等」という。）を毎年1回以上開催するものとする。

2 懇談会等の構成及び運営等については、部局長が別に定める。

3 部局長は、前項により、懇談会等の構成及び運営等について定めたときは、学長に報告するものとする。

(検査結果の記録の様式)

第11条 規則10-4 第16条第2項及び第32条第2項に規定する定期検査結果の記録は、別記様式第1号により作成するものとする。

(健康診断)

第12条 学長は、規則10-4 第19条、第20条及び第21条に規定する健康診断を実施する。

(健康診断における検査の省略)

第13条 学長は、採用時等の健康診断又は定期の健康診断を実施するに際し、職員が当該健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査の項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。）の検査を受けている場合において、その検査が前条の規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(健康診断票の様式)

第14条 採用時等の健康診断の健康診断書の様式は別記様式第2号、一般定期健康診断及び特別定期健康診断の健康診断票の様式は、それぞれ別記様式第3号又は別記様式第4号による。

(健康診断結果の通知)

第15条 学長は、一般定期健康診断、特別定期健康診断及び臨時健康診断の結果を、別記様式第5号による「健康診断結果通知書」をもって職員に通知するものとする。ただし、一般定期健康診断の結果のうち、「異常を認めない」場合は当該者への通知については省略することができる。

(指導区分及び事後措置)

第16条 学長は、規則10-4 第23条に規定する指導区分の決定又は変更を受けた場合は、当該職員について、その指導区分に応じ、規則10-4 別表第4に掲げる事後措置の基準に従い、適切な事後措置をとるものとする。

2 事後措置（規則10-4 第24条第2項に規定する就業禁止の措置を講ずる場合を除く。）を決定又は変更する場合には、別記様式第6号による「事後措置決定（変更）伺」をもって行い、別記様式第7号による「事後措置通知書」をもって当該職員の所属する部局長を経由して当該職員に通知するものとする。

3 事後措置の実施にあたり規則10-4 第24条第2項に規定する就業禁止の措置を講ずる場合には、別記様式第8号による「就業禁止通知伺」をもって行い、別記様式第9号による「就業禁止通知書」を当該職員の所属する部局長を経由して当該職員に交付するものとする。

4 第2項又は前項の通知を受けた部局長は、必要な措置を講じ、その結果を学長に報告しなければならない。

(健康管理手帳)

第17条 部局長は、規則10-4 別表第2第1号若しくは第3号に掲げる業務又は規則10-4 別表第3第2号に掲げる業務に従事する職員がこれらの業務に従事しないこととなった場合には、当該職員に健康管理手帳が既に交付されている場合を除き、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、所定の手続きを経て、送付された健康管理手帳を当該職員に交付しなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第18条 部局長は、規則10-4 第29条第1項に規定する措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、避難設備、避難用具、救命用具、救急箱等の整備点検及び防火、防災、避難、救急等の訓練を毎年1回以上定期的に行わなければならない。

2 緊急事態に対する措置の実施にあたっては、この規程に定めるもののほか、お茶の水女子大学宿日直規程、お茶の水女子大学守衛服務規程の定めるとところによる。

(設備等の検査)

第19条 規則10-4別表第7及び第8に掲げる設備等の検査に係る検査員は、施設課設備係長とする。(設備等の届出)

第20条 部局長は、規則10-4第33条に規定する設備等を設置し、変更し、又は廃止したときは、同条に規定する届出の例により、当該設備等に関する事項を速やかに学長に届け出なければならない。(災害等の報告)

第21条 部局長(第4条第2項の共同野外実験等の場合にあっては、あらかじめ協議して定めた部局長)は、職員の勤務する場所において、規則10-4第35条第1項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、その都度、その発生の場所、日時、被害の程度等を速やかに学長に通報し、かつ、災害等の発生の日(職員が死亡することとなった災害にあっては、当該職員が死亡した日)から10日以内に、同条に規定する報告の例により、学長に報告しなければならない。

2 部局長は、毎年4月末日までに、勤務場所における前年の4月1日に始まる年度の職員が死亡し、又は1日以上休業した災害等の発生状況等について

て、学長に報告しなければならない。

(緊急時に関する報告)

第22条 部局長は、規則10-5第16条に該当する場合には、直ちに学長に通報し、かつ、次の事項を記載した文書により、緊急事態の発生した日から1週間以内に、学長に報告しなければならない。

- 一 事故の発生日時及び施設名
- 二 事故の発生した放射線業務の名称及び内容
- 三 職員の被ばく線量等被害の程度
- 四 事故の原因、経過及び事後の措置
- 五 事前の放射線障害防止管理体制の実情

(放射線障害の防止)

第23条 職員の放射線障害の防止については、規則10-5に定めるもののほかお茶の水女子大学放射線障害防止規程の定めるところによる。

(高圧ガス危害の予防)

第24条 職員の理学部極低温実験室における高圧ガス危害の予防については、お茶の水女子大学理学部極低温実験室危害予防規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和52年5月25日から施行する。

別表

健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者

区分	健康管理者	安全管理者	健康管理担当者	安全管理担当者	備考
本部	庶務課長	会計課長	庶務課 職員係長	会計課 総務係長	
附属図書館	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
文教育学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	文教育学部(附属の学校を除く。)
			附属高等学校 事務主任	附属中学校 事務主任	附属小・中・高校、附属幼稚園
理学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	
家政学部	事務長	事務長	学務係長	学務係長	
大学院 人間文化研究科	庶務課長	庶務課長	庶務課 大学院係長	庶務課 大学院係長	

別記様式第1号(用紙B5)

勤務環境の検査記録 設備等				
検査の対象 (設備等の場合は、種類、 型式、能力及び設置年 月日を併せ記入のこと。)				
検査の個所				
検査年月日 (必要な場合はその時刻)	昭和 年 月 日 (時)			
検査の項目				
検査の方法				
検査の条件				
検査結果 (異常又は損傷の有無及 び異常又は損傷の箇所)				
検査員	所属・官職		氏名	印
検査の結果 とった措置				
安全管理者	印			
備考				

(注) 不要の文字又は項目は、抹消すること。

別記様式第2号(用紙B5)

採用時等健康診断書

昭和年月日

ふりがな 氏名			生年月日 性別	大昭年月日 (才)
住所				
身長(cm)			既往症 及び 業務歴	
体重(kg)				
胸囲(cm)				
眼 視力	右()	左()	自覚症状及 び他覚症状 の有無	
	色神			
耳 聴力	右	左		
※ 血圧検査	最高	最低		
※ 尿の検査	蛋白() 糖()		胸部X線検査	直接間接
※ 胃の検査				
就業予定職種				
総合所見	医師 			
※備考				

(注) ※印欄については、裏面参照のこと。

(採用時等健康診断書 裏面)

(注) 1. 職員の採用に際して行う健康診断には、

(1) 血圧の測定並びに尿中の蛋白及び糖の有無の検査は、35才未満の者は除く。

(2) 胃の検査は、40才未満の者及び妊娠中の女子は除く。

2. 職員を新たに人事院規則10-4別表第3に掲げる業務に従事させる場合に行う健康診断には、備考欄に掲げる検査の項目も併せ実施すること。

別記様式第3号(用紙日本工業規格A4縦型)

職員健康診断票(表)

お茶の水女子大学

所 属	1		2			
ふりがな 氏名			性別	男・女	生年月日	年月日生
採用年月日			既往歴		他自覚症状	
職務内容						
業務歴	1			2		
健康診断実施年月日	年月日(才)		年月日(才)		年月日(才)	
身長(cm)	cm		cm		cm	
体重(kg)	kg		kg		kg	
視力	右	・(・)	・(・)	・(・)	・(・)	・(・)
	左	・(・)	・(・)	・(・)	・(・)	・(・)
色神	正弱盲		正弱盲		正弱盲	
聴力	右	正難	正難	正難	正難	正難
	左	正難	正難	正難	正難	正難
BCG	接種年月日					
呼吸器系	撮影年月日	年月日		年月日		年月日
	フィルム番号	No.		No.		No.
直接撮影	所見					
	撮影年月日	年月日		年月日		年月日
直接核査	フィルム番号	No.		No.		No.
	所見					
赤沈						
喀痰	塗培	塗培		塗培		塗培
聴打問診その他						
担当医師名	印		印		印	
指導区分事後措置の内容						

職員健康診断票(裏)

ふりがな					
氏名					
血圧 ・ 尿の検査	実施年月日	年月日	年月日	年月日	
	血圧値				
	尿				
	の				
	検				
	查				
	心電図				
	レントゲン検査				
	血液検査	血 糖			
		コレステロール			
	B U N				
	G O T				
	G P T				
その他の検査					
担当医師名	印	印	印	印	
指導区分 事後措置 の内 容					
胃の検査	実施年月日	年月日	年月日	年月日	
	間接撮影				
	精密検診				
	担当医師名	印	印	印	印
指導区分 事後措置 の内 容					
その他の検査等	予防接種				
健康管理医の所見・ 氏 名	印	印	印	印	

別記様式第4号(用紙 日本工業規格A4縦型)

特別定期健康診断票

お茶の水女子大学

所 属 職 名	1		2		3	
ふりがな 氏 名			性 別	男・女	生年月日	大昭 年 月 日 生
採用年月日	年 月 日		既往歴			
職務内容						
業 務 歴	1 (年 月 ~ 年 月)		2 (年 月 ~ 年 月)		3 (年 月 ~ 年 月)	
健康診断実施年月日	年 月 日(才)		年 月 日(才)		年 月 日(才)	
自 覚 症 状 他						
眼	視力	右	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
		左	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
視野・幅狭						
聴 力	右		正 難	正 難	正 難	正 難
	左		正 難	正 難	正 難	正 難
血 液	赤 沈					
	全 血 比 重					
尿		たんぱく 糖 () ()	たんぱく 糖 () ()	たんぱく 糖 () ()	たんぱく 糖 () ()	
血 壓		最 高 ~	最 低	最 高 ~	最 低	最 高 ~
上肢・頸部・背部・ 腰 部 の 機 能						
平 衡 機 能						
皮 膚						
肝 臓 機 能		ウロビリノーゲン反応 ()	ウロビリノーゲン反応 ()	ウロビリノーゲン反応 ()	ウロビリノーゲン反応 ()	
寄 生 虫						
胃 腸 (撮影年月日・ フィルム番号)						
伝 染 病						
指 導 区 分 事 後 措 置 の 内 容						
健 康 管 理 医 の 所 見 · 氏 名		印	印	印	印	印

(注) 不要の検査項目は抹消すること。

別記様式第5号(用紙B5)

昭和 年 月 日

健 康 診 断 結 果 通 知 書

殿

お茶の水女子大学長

昭和 年 月 日実施の一般定期・特別定期・臨時健康診断結果は下
記のとおりです。

記

1. 異常を認めません。
2. 次の事項について異常が認められるので、早急に精密検査を受けてください。

検査項目	診断所見等	備考

(1) 検査日時 月 日() 時~ 時

(2) 検査場所

別記様式第 6 号(用紙B 5)

事後措置決定(変更)伺

整理番号		起案 昭和 年 月 日	決裁 昭和 年 月 日	起案者
学長 事務局長 庶務課長 課長補佐 職員係長 健康管理医 人事係長				
下記のとおり決定(変更)してよろしいか、伺います。				
所 属 官 職		氏 名 生年月日	(男・女) 明・大・昭 年 月 日	
健康診断の 日と種類	昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特別定期健康診断 <input type="checkbox"/> その他 ()		
診 断 所 見				
指 導 区 分	A1, A2, B1, B2, B3, C1, C2, C3, D1, D2, D3			
指 定 期 間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 (カ月)			
指導区分に基づく事後措置	A	休暇, 休職		
	B	職務の変更, 勤務場所の変更, 休暇による勤務時間の短縮		
	C	深夜勤務, 超過勤務, 休日勤務, 宿日直勤務, 出張の禁止		
	D	勤務については制限を加えない		
備 考				

(注)

- 該当するものを○印で印すること。
- 「備考」欄には、事後措置の具体的な詳細、過去の事後措置の経過及び休暇の状況等を記入すること。
- 定期健康診断に基づく場合のほかは、診断書の写を添付すること。

別記様式第7号(用紙B5)

昭和 年 月 日

事後措置通知書

お茶の水女子大学長

下記のとおり事後措置を決定(変更)したので通知します。

記

所属官職		氏名	(男・女) 生年月日 明・大・昭 年 月 日
健康診断の日と種類	昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特別定期健康診断 <input type="checkbox"/> その他()	
診断所見			
指導区分	A1, A2, B1, B2, B3, C1, C2, C3, D1, D2, D3		
指定期間	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日(カ月)		
指導区分に基づく事後措置			

別記様式第8号(用紙B5)

就業禁止通知

整理番号		起案昭和年月日	決裁昭和年月日	起案者
学長 事務局長 庶務課長 課長補佐 職員係長 人事係長				
下記のとおり通知してよろしいか、伺います。				
所 属 官 職		氏 名 生年月日	(男・女) 明・大・昭 年 月 日	
就業禁止理由	人事院規則10-4第24条第2項 号による			
就業禁止期間	昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで			
文書交付年月日	昭和 年 月 日			
備 考				
健康管理医の診断所見				
指導区分	A1, A2, B1, B2, B3, C1, C2, C3, D1, D2			
健康管理医の氏名・印	昭和 年 月 日 印			
就業禁止者の職務内容	(氏名 所属・官職)			
総合所見				
健康管理者の氏名・印	昭和 年 月 日 印			

別記様式第9号(用紙B5)

就業禁止通知書

氏名	官職名
就業禁止理由 人事院規則10-4第24第2項第号による。	
就業禁止期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	
交付年月日 昭和 年 月 日	
お茶の水女子大学長 印	

○ お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学文教育学部規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年6月18日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三
お茶の水女子大学文教育学部規程等の一部を改正する規程

(お茶の水女子大学文教育学部規程の一部改正)
第1条 お茶の水女子大学文教育学部規程の一部を次のように改正する。

第1条中「文学科国文学・国語学専攻」を「國

文学科」に、「中国文学・中国語学専攻」を「外國文学科」に、「英文学・英語学専攻」を「英文学・英語学」に、「仏文学・仏語学専攻」を「仏文学・仏語学」に改める。

第2条中「地理学科」「地理学科 20名 76
20名 80名, 文学科 名, 国文学科 30名
75名 300名 (国文学・ 120名, 外国文学科
国語学専攻30名, 中国を 45名 170名 (中国文
文学・中国語学専攻10 学・中国語学10名, 英
名, 英文学・英語学専 文学・英語学30名, 仏
攻30名, 仏文学・仏語 文学・仏語学5名)

学専攻5名)教育学科 教育学科 62名 238
 62名 248名(教育学
 専攻35名、表現体育学
 専攻15名、音楽教育学
 専攻12名)
 計 197名 788名」 計 197名 764名」

に改め、同条中「名」を「人」に改める。

(お茶の水女子大学理学部規程の一部改正)

第2条 お茶の水女子大学理学部規程の一部を次のように改正する。

第2条中「名」を「人」に改める。

(お茶の水女子大学家政学部規程の一部改正)

第3条 お茶の水女子大学家政学部規程の一部を次のように改正する。

第2条中「食物学科 30名 120名」を「食物学科 30名 110名」に、「計 125名 500名」を「計 125名 490名」に改め、同条中「名」を「人」に改める。

附 則

- この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 改正後のお茶の水女子大学文教育学部規程第2条中国文学科及び外国文学科の計には、昭和54年度までの間、文教育学部文学科の定員を含むものとする。

○ お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年6月18日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三 お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

第12条中「別表」を「別表2」に改め、同条を第13条に繰り下げる。

第13条中「別表」を「別表1」に改め、同条を第12条に繰り上げる。

第15条中「基礎教育科目、外国語科目」を「外国語科目、基礎教育科目」に改める。

別表文教育学部の項中

文 学 科	国文学・国語学専攻
	中国文学・中国語学専攻
	英文学・英語学専攻
	仏文学・仏語学専攻

を

国 文 学 科	
外文	中国文学・中国語学
学	英文学・英語学
国科	仏文学・仏語学

に、「別表」を
 「別表1(第12
 条関係)」に改
 める。

別表「学科課程」専門科目の部文教育学部の項中「文学科 国文学・国語学専攻」を「国文学科」に、「文学科 中国文学・中国語学専攻」を「外国文学科 中国文学・中国語学」に、「文学科 英文学・英語学専攻」を「外国文学科 英文学・英語学」に、「文学科 仏文学・仏語学専攻」を「外国文学科 仏文学・仏語学」に、「別表 学科課程」を「別表2(第13条関係) 学科課程」に改める。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

○ お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学保健管理センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年6月18日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三 お茶の水女子大学保健管理センター規程の一 部を改正する規程

お茶の水女子大学保健管理センター規程の一部を次のように改正する。

第2条中「行ない」を「行い」に、「および」を「及び」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に、「および」を「及び」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の1号を加える。

六 学生相談に関すること。

第5条第1項中「または」を「又は」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第7条中「行なう」を「行う」に、「および」を「及び」に改める。

第8条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行する。

○ お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年6月18日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条第三号中「および」を「及び」に改める。

第3条第2項中「および」を「及び」に改める。

第4条第1項中「あてる」を「充てる」に改める。

第6条第1項中「行ない」を「行い」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行する。

○ お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年6月18日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三

お茶の水女子大学事務規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学事務規程の一部を次のように改正する

第14条第2項各号を次のように改める。

一 教授会及び学部に属する委員会に関すること。

二 学部及び大学院修士課程の公印の管守に関すること。

三 学部及び大学院修士課程の入学者の撰抜に関すること。(学生部の所掌に属する事務を除く。)

四 教育課程の編成及び授業に関すること。(学生部の所掌に属する事務を除く。)

五 学生の修学指導に関すること。

六 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。

七 学生の入学、退学、休学、留学、卒業及び修了に関すること。(学生部の所掌に属する事務を除く。)

八 転学部、転学科に関すること。

九 一般教育に関すること。(学生部の所掌に属する事務を除く。)

十 教育職員免許法に基づく事務に関すること。

(学生部の所掌に属する事務を除く。)

十一 研究生、聴講生、委託生等に関すること。

十二 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書等に関する事。

第14条第2項第12号の次に次の4号を加える。

十三 科学研究費に関すること。(事務局の所掌に属する事務を除く。)

十四 公開講座に関すること。(学生部の所掌に属する事務を除く。)

十五 学部の庶務、会計(事務局の所掌に属する事務を除く。)に関する事。

十六 その他教務(事務局及び学生部の所掌に属する事務を除く。)に関する事。

第15条第1項中「及び閲覧係」を「閲覧係及び参考係」に改める。

第15条第2項中第1号から第3号までを次のように改める。

一 附属図書館の事務に関し、総括し及び連絡調整すること。

二 図書及び雑誌の発注、受入及び検収に関する事。

三 配当予算の経理に関する事。

第15条第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 附属図書館運営委員会に関する事。

第15条第2項第5号を次のように改める。

五 附属図書館の公印の管守に関する事。

第15条第2項第6号を第7号とし、同号を次のように改める。

七 調査、統計その他諸報告に関する事。

第15条第2項中第7号を削り、第9号を次のように改める。

九 その他、他係の所掌に属しない事務に関する事。

第15条第3号を次のように改める。

三 図書目録の作成、編成及び編集に関する事。

第15条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号を次のように改める。

四 図書の供用に関する事。

第15条第3項中第6号を削り、第7号を第5号とする。

第15条第4項第1号及び第2号を次のように改め

る。

- 一 図書の閲覧及び貸出に関する事。
- 二 図書の配架及び保存に関する事。

第15条第4項中第4号及び第6号を削り、第5号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- 七 附属図書館の利用案内に関する事。

第15条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 参考係においては、次の事務をつかさどる。

- 一 図書館資料の検索及び利用の援助に関する事。
- 二 図書館相互利用に関する事。
- 三 文献複写に関する事。
- 四 書誌的参考質問に対する回答に関する事。
- 五 各種書誌的資料の調査及び作成に関する事。
- 六 受贈図書及び雑誌に関する事。
- 七 その他参考業務に関する事。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

○ お茶の水女子大学事務改善研究委員会要項
(昭和52.4.13学長裁定)

第1 お茶の水女子大学に、お茶の水女子大学事務改善研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 委員会は、お茶の水女子大学における事務処理の改善を図るために、次の事項について、具体的に調査研究し、全学的見地から改善策を立案するものとする。

- 一 事務改善の基本的問題に関する事。
- 二 事務の合理化及び簡素化に関する事。
- 三 事務の機械化に関する事。
- 四 その他事務の改善上必要な事。

第3 委員会は、事務局長、事務局及び学生部の各課長、入学主幹及び各課長補佐並びに各学部及び附属図書館の各事務長をもって組織する。

第4 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

第5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第6 委員長に事故あるときは、庶務課長がその職務を代行する。

第7 委員長は、必要があると認める場合には、委

員会に、第3項に掲げる者以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

第8 委員会に、次の専門部会を置く。

- 一 庶務専門部会
- 二 会計専門部会
- 三 学生専門部会
- 四 事務電算化専門部会

第9 専門部会は、それぞれ専門的事項を検討し、事務改善に関する具体的方策とその実施案を、委員会に報告(必要に応じ、隨時中間報告するものを含む。)するものとする。

第10 専門部会の構成員、検討事項、専門部会の長(以下「部会長」という。)は、次表のとおりとする。

専門部会名	構成員	検討事項	部会長
庶務専門部会	庶務課長、附属図書館事務長、文教体育学部事務長、庶務課課長補佐、庶務課各係長、会計課総務係長、理学部学務係長、家政学部学務係長、附属小学校事務主任	庶務・人事関係事項	構成員の互選による
会計専門部会	会計課長、施設課長、理学部事務長、会計課課長補佐、会計課各係長、施設課企画係長、学生課学生係長、附属図書館総務係長、文教育学部学務係長、家政学部学務係長、附属中学校事務主任	会計・施設・図書関係事項	"
学生専門部会	学生課長、厚生課長、入学主幹、家政学部事務長、学生課課長補佐、学生部各係長、庶務課庶務係長、文教育学部学務係長、理	教務・学生・厚生関係事項	"

	学部学務係長、附 属高等学校事務主 任		
事務電 算化専 門部会	委員長が委嘱する 者	事務電算 化関係事 項	構成員 の互選 による

第11 専門部会の運営については、部会長が別に定める。

第12 部会長は、専門部会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第13 委員会の事務は、庶務課において処理し、専門部会の事務は、部会長の所属する部局において処理する。

第14 この要項は、昭和52年4月13日から実施する。

人 事

◎ 人事異動

○昭和52年4月1日

谷 弘子

文部教官（助手文教育学部）に採用する

園城寺信一

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
に採用する

武藤八重子

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
に採用する

高橋 通泰

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
に採用する

井上 正作

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
に採用する

増田 明子

文部教官（文教育学部附属中学校養護教
諭）に採用する

田中三保子

文部教官（文教育学部附属幼稚園教諭）
に採用する

永井 正子

文部教官（文教育学部附属幼稚園教諭）

に採用する

豊田 一秀

文部教官（文教育学部附属幼稚園教諭）
に採用する。

鈴木 正継

文部教官（助手理学部）に採用する

伊賀 順子

文部教官（助手家政学部）に採用する

大橋真理子

文部教官（家政学部教務職員）に採用す
る

秋元 幸茂

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
滋賀大学助教授教育学部に転任させる

大町 淑子

文部教官（文教育学部附属高等学校教諭）
千葉大学講師教育学部に転任させる

文部教官（講師文教育学部）海老根静江
助教授文教育学部に昇任させる

文部教官（講師文教育学部）石黒 節子
助教授教育学部に昇任させる

文部教官（講師文教育学部）片岡 康子
助教授文教育学部に昇任させる

文部教官（助教授理学部）伊藤 厚子
教授理学部に昇任させる

文部教官（助教授理学部）伊藤 敬
教授理学部に昇任させる

富山太佳夫

文部教官（東京大学助手文学部）

講師文教育学部に昇任させる

内田 伸子

文部教官（一橋大学助手社会部）

講師文教育学部に昇任させる

奥野 剛

文部教官（教授保健管理センター）

保健管理センター所長に併任する

併任の期間は昭和54年3月31日までとする

遠藤秀一郎

文部教官（神戸大学講師教育学部）

講師文教育学部に併任する

併任の期間は昭和52年8月31日までとする

文部教官（教授文教育学部）森 隆夫
附属小学校長に併任する

併任の期間は昭和56年3月31日とする 文部教官(教授文教育学部) 中村 英勝 附属幼稚園長に併任する	藤巻 正生 文部教官(教授家政学部)に採用する ○昭和52年4月21日
併任の期間は昭和56年3月31日までとする。 文部教官(教授理学部) 石黒 英一 理学部長に併任する	亀田 溫子 文部教官(助手文教育学部)に採用する 文部教官(助手文教育学部) 吉田 博子
併任の期間は昭和54年3月31日までとする 評議員に併任する	大学院人間文化研究科に配置換する ○昭和52年4月30日
併任の期間は昭和54年3月31日までとする 文部教官(教授理学部) 濑野 信子	文部事務官(附属図書館) 芹澤磨喜子
文部教官(教授理学部) 塚本 晃	辞職を承認する ○昭和52年5月1日
文部教官(教授家政学部) 山西 貞	谷口美也子 文部事務官(附属図書館)に採用する
文部教官(教授家政学部) 吉松 藤子	文部事務官(厚生課) 金井 晃
文部教官(教授家政学部) 稲垣 長典	厚生課学寮係長に昇任させる 文部事務官(附属図書館) 沢柳 友子
文部教官(助教授理学部) 清水 碩	附属図書館参考係長に昇任させる 文部事務官(会計課) 日野 静雄
文部教官(助教授家政学部) 荒川 信彦 所員(家政学部附属食物化学研究施設)に併任する	会計課給務係監査主任に昇任させる 文部事務官(厚生課) 金井 晃
併任の期間は昭和53年3月31日までとする 文部教官(教授家政学部) 矢部 章彦	厚生課学寮係長心得を免ずる 文部事務官(附属図書館) 沢柳 友子
保健管理センター所長事務取扱を免ずる 文部教官(教授文教育学部) 堤 精二	附属図書館閲覧係参考業務専門職員を免ずる 文部教官(附属中学校) 曽我部泰三郎
附属幼稚園長事務代理を免ずる 用務員(会計課作業員) 大河原ヤイ	附属中学校教頭事務代理を命ずる ○昭和52年6月1日
辞職を承認する ○昭和52年4月2日	文部教官(教授理学部) 柳田 為正
文部教官(教授文教育学部) 森 亮	理学部附属臨海実験所長に併任する
文部教官(教授文教育学部) 遠見 豊子	併任の期間は昭和54年5月31までとする 文部教官(教授理学部) 柳田 為正
文部教官(教授理学部) 阿阪 三郎	理学部附属臨海実験所長事務取扱を免ずる ○昭和52年6月16日
昭和52年4月1日限り停年により退職した ○昭和52年4月3日	山本 秀行

文部教官（講師文教育学部）に採用する 文部教官（東京大学助手理学部附属植物園） 助教授理学部に昇任させる	任期は昭和54年3月31日までとする 教 授 藤川富士子 助教授 大口勇次郎 助教授 石川 宏 助教授 宮島 喬 教 授 林田 侃 助教授 中島 利誠
◎ 学科主任・学内委員 ○昭和52年4月1日	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 助教授 板倉 寿郎
地理学科主任を命ずる 地理学科主任を免ずる	附属図書館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 助教授 井内 昇 助教授 能村 堆子 講 師 本間 清一
教授 式 正英 教授 浅海 重夫 教授 志田 麓 教授 中川 信 教授 中内 敏夫 教授 森 隆夫 教授 梅本 二郎 教授 松本千代栄 教授 水野 悅一 教授 浅見千鶴子 助教授 島田 淳子 助教授 荒川 信彦 教授 伊藤 秋子 教授 湯沢 雅彦 教授 尾田 幸雄 教授 林田 侃 助教授 中島 利誠 教 授 平野 孝 教 授 曾根 輝三 助教授 五十嵐 倭	学生委員会委員を命ずる 任期は昭和53年3月31日までとする 講 師 土屋 賢二 助教授 柴田 文明 助教授 小池 三枝 学寮委員会委員を命ずる 任期は昭和53年3月31日までとする 助教授 石川 宏 助教授 藤原 正彦 助教授 富田 守 学生会館臨時運営委員会委員を命ずる 任期は昭和53年3月31日までとする 教 授 木原 研三 教 授 伊闇兼四郎 教 授 福場 博保 予算委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 教 授 荒木 忠雄 施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 教 授 河野 重男 附属学校運営委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 助教授 能村 堆子 紀要編集委員会委員を免ずる 助教授 新関 滋也 紀要編集委員会委員を免ずる
入試委員会委員を命ずる	

助教授 藤原 正彦 講 師 亀井 理 教 授 中西 正城 助教授 石和 貞男 講 師 森田 明 講 師 本間 清一 助教授 板倉 寿郎 助教授 袖井 孝子	教 授 河野 重男 教 授 立花 俊一 教 授 荒木 忠雄 教 授 松村 康平 教 授 山西 貞
図書選定委員会委員を命ずる 任期は昭和53年3月31日までとする 教 授 和田 久徳	大学院研究科連絡委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする 教 授 吉松 藤子 教 授 山西 貞
	食堂運営委員会委員を命ずる 任期は昭和53年3月31日までとする

◎非常勤講師

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	任期又は併任の期間	本務その他
52. 4. 1	併 任	藤 村 龍 夫	文・哲学	53. 3. 31	東京水産大学助教授
" "		古 田 光	"	"	横浜国立大学教授
"	任用更新	秋 田 稔	"	"	恵泉女学園短期大学長
"	併 任	小 倉 志 詳	"	"	東京大学教授
"	"	川崎 信 定	"	"	筑波大学教授
"	採 用	森 洋 子	"	"	
"	併 任	赤 沢 英 二	"	"	東京学芸大学教授
"	採 用	田 中 義 久	"	"	法政大学助教授
"	併 任	園 田 恭 一	"	"	東京大学助教授
"	任用更新	蜂 屋 亮 一	文・史学	"	
"	採 用	井 上 黙	"	"	学習院大学助教授
"	"	海 野 福 寿	"	"	明治大学教授
"	任用更新	甘 純 健	"	"	東京女子大学講師
"	採 用	権 上 嘉 子	"	"	
"	"	荒 田 洋	"	"	国学院大学教授
"	"	堀 越 孝 一	"	"	学習院大学教授
"	併 任	西 川 治	文・地理	52. 10. 10	東京大学教授
"	任用更新	柴 田 孝 夫	"	"	帝京大学教授
"	採 用	吉 野 み ど り	"	"	文教大学教授
"	任用更新	西 沢 利 荣	"	"	立教大学教授
"	併 任	田 辺 裕	"	"	東京大学助教授
"	"	大 久 保 正	文・国文	53. 3. 31	国文学研究資料館教授
"	任用更新	平 野 由 紀 子	"	52. 10. 10	
"	"	石 川 徹	"	53. 3. 31	東京女子医科大学教授
"	"	山 田 昭 全	"	"	大正大学教授
"	併 任	小 山 弘 志	"	"	東京大学教授

52. 4. 1.	併 任	梅 谷 文 夫	文・国文	53. 3. 1	一橋大学教授
"	"	三 好 行 雄	"	"	東京大学教授
"	任用更新	青 木 伶 子	"	"	成蹊大学教授
"	"	曾 倉 岑	"	"	青山学院大学教授
"	併 任	尾 上 兼 英	文・中文	"	東京大学教授
"	"	山 井 澄 湧	"	"	東京大学教授
"	採 用	佐 治 俊 彦	"	"	和光大学助教授
"	任用更新	三 枝 幸 夫	文・英文	"	国際コミュニケーションズ 会社員
"	"	羽 田 陽 子	"	"	法政大学助教授
"	併 任	出 淵 博	"	"	東京工業大学助教授
"	任用更新	小 池 美 佐 子	"	"	
"	"	大 橋 吉 之 輔	"	"	慶應義塾大学教授
"	併 任	高 松 雄 一	"	"	東京大学教授
"	任用更新	桜 庭 信 之	"	"	成城大学助教授
"	"	鈴 木 進	"	"	拓植大学教授
"	"	後 藤 辰 男	文・仏文	"	東洋大学教授
"	併 任	吉 田 章 宏	文・教育	"	東京大学助教授
"	"	坂 元 昂 翰	"	"	東京工業大学教授
"	任用更新	安 本 美 典	"	"	産業能率短期大学教授
"	併 任	足 立 自 朗	"	"	埼玉大学助教授
"	"	芳 賀 純	"	"	筑波大学助教授
"	採 用	森 田 尚 人	"	52. 10. 10	神奈川大学講師
"	任用更新	杉 原 誠 四 郎	"	53. 3. 31	城西大学助教授
"	併 任	成 田 克 矢	"	"	国立教育研究所研究室長
"	任用更新	外 山 友 子	文・表体	"	
"	"	古 江 綾 子	"	"	日本女子体育大学教授
"	併 任	山 本 邦 夫	"	52. 10. 10	埼玉大学教授
"	採 用	石 橋 泰	"	"	桐朋大学講師
"	併 任	成 田 十 次 郎	"	53. 3. 31	筑波大学助教授
"	採 用	市 川 雅 章	"	52. 10. 10	
"	"	安 藤 幸	"	"	跡見女子短期大学教授
"	任用更新	小 池 松 寿	文・音楽	53. 3. 31	武蔵野音楽大学講師
"	"	橋 静 香	"	"	
"	"	疋 田 生 次 郎	"	"	武蔵野音楽大学助教授
"	"	渡 辺 三 郎	"	"	東邦音楽大学助教授
"	"	井 上 淑 子	"	"	
"	併 任	中 野 俊 也	"	"	東京芸術大学助手
"	採 用	船 山 信 子	"	52. 10. 10	上野学園助教授
"	"	山 内 忠 忠	"	53. 3. 31	宮城学院女子大学助教授
"	任用更新	柴 田 南 雄	"	"	
"	採 用	井 上 純 子	"	52. 10. 10	東邦音楽大学講師

52. 4. 1	採用	松崎京子	文・音楽	53. 3. 31	
"	任用更新	高木きよ子	文・一般	"	アメリカ・カナダナー大学 連合日本研究センター所員
"	採用	町田甲一	"	"	武蔵野音楽大学教授
"	任用更新	岩井昭二	"	"	立正大学助教授
"	併任	柴垣和夫	"	"	東京大学助教授
"	"	朝倉隆太郎	"	52. 10. 10	宇都宮大学教授
"	"	上野田鶴子	"	53. 3. 31	東京大学講師
"	"	首藤新八	文・英	"	群馬大学教授
"	採用	篠塚久美子	"	"	日本体育大学講師
"	任用更新	俵田春江	"	"	
"	併任	島岡丘	"	"	筑波大学助教授
"	採用	三谷陽子	"	"	相模女子大学助教授
"	併任	渡辺勝	文・独	"	埼玉大学教授
"	任用更新	上野理子	"	"	
"	併任	上野修	"	"	東京学芸大学助教授
"	"	小川超	"	"	東京大学教授
"	併用更新	喜多見道冬朗	"	"	中央大学助教授
"	併任	宮原朗	"	"	埼玉大学教授
"	採用	中村由加理	"	"	
"	併用更新	松尾直美	"	"	武蔵野音楽大学講師
"	採用	平野郷子	"	"	
"	任用更新	中田美喜	"	"	慶應義塾大学教授
"	併任	吉田孚	"	"	埼玉大学教授
"	任用更新	小川一枝	"	52. 10. 10	武蔵野音楽大学講師
"	"	加納晃	文・仏	53. 3. 31	中央大学教授
"	"	川村克己	"	"	立教大学教授
"	併任	宮原信毅	"	"	東京大学助教授
"	採用	田村毅	"	"	立教大学講師
"	併任	朝倉剛	"	"	東京外国语大学教授
"	採用	岩本修己	"	"	成城大学講師
"	"	中沢達夫	文・中	"	慶應義塾大学助教授
"	任用更新	平松圭子	文・国	"	大東文化大学講師
"	"	水野忠彦	文・体	"	早稲田大学講師
"	"	浅岡宣彦	"	"	
"	"	三須徳次	文・体	"	
"	併任	大槻文夫	"	52. 10. 10	東京農工大学助教授
"	任用更新	武井正子	"	53. 3. 31	順天堂大学講師
"	採用	中森善治	文・教職	52. 10. 10	
"	併任	高倉翔	"	"	筑波大学助教授
"	"	吉田繁志	文・共通	"	東京学芸大学教授
"	"	関口尚志	"	"	東京大学教授

52. 4. 1	任用更新 併 任	桜 藤 純 井 幸 三 井 喜 一 郎 池 田 温	文・共通 文・史学 文・表体	53. 3. 31 " " " 52. 10. 10	武藏大学教授 電気通信大学教授 東京大学助手 東京大学教授
"	"	"	"	"	東京大学教授
"	"	"	"	"	東京大学教授
"	任用更新 併 任	江 川 明 長 命 俊 齊 藤 喜 古 屋 孝 久 保 昌 加 藤 康 阿 久 沢 栄 賀 川 昌 奥 野 刚	文・表体 文・一英 文・一般 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	53. 3. 31 53. 3. 31 52. 10. 10 " " " 53. 3. 31 52. 10. 10 " " " 53. 3. 31 52. 10. 10	本学附属高等学校教諭 本学附属中学校教諭 本学附属高等学校教諭 本学附属小学校教諭 本学附属小学校教諭 本学附属中学校教諭 本学保健管理センター教授
"	任用更新	上 野 美 咲 五十嵐 む つ み	文・附小	53. 3. 31	
"	採 用	百 濱 健 木 村 正	文・附中	"	
"	任用更新	脇 屋 貞 木 村 子	文・附中	"	
"	採 用	鈴 木 英 中 村 静	文・附中	"	
"	任用更新	佐 藤 綱 佐 清 朋	文・附高	"	都立小金井工業高校教諭
"	"	大 岩 和 横 井 順	文・附高	"	
"	"	横 井 正 俵 田 春	文・附高	"	
"	採 用	神 保 倪 片 倉 照	文・附高	"	
"	任用更新	磯 貝 文 横 田 明	文・附高	"	
"	採 用	辻 崎 博 猪 崎 弥	文・附高	"	
"	任用更新	横 田 弥 樽 崎 生	文・附高	"	
"	採 用	山 尾 才 芝 山 秀	文・表体	52. 11. 10	
"	"	閔 本 年 本 田 彦	理・数学	53. 3. 31	津田塾大学助教授
"	任用更新	本 田 欣 竜 沢 周	文・表体	52. 10. 10	立教大学教授
"	併 任	竜 沢 周 田 村 一	文・表体	53. 3. 31	東京水産大学教授
"	"	松 下 嘉 前 原 昭	文・表体	52. 10. 10	東京大学教授
"	"	新 納 文 前 原 二	文・表体	53. 3. 31	統計数理研究所研究部長
"	"	新 納 文 前 原 雄	文・表体	52. 10. 10	筑波大学教授
"	"	"	"	"	東京大学教授

52. 4. 1	採用	垣田高夫	理・数学	52. 10. 10	
"	併任	高橋恒郎	"	53. 3. 31	筑波大学教授
"	"	中村正年	理・物理	52. 10. 10	筑波大学教授
"	"	藤田純一	"	53. 3. 31	筑波大学教授
"	採用	竹沢照	"	52. 10. 10	日本大学講師
"	任用更新	楠川絢一	"	"	都立大学教授
"	併任	福田清成	理・化学	"	埼玉大学教授
"	採用	石森達二郎	"	"	立教大学教授
"	併任	大龍仁志	"	"	東京工業大学教授
"	採用	小林道夫	"	"	都立大学教授
"	併任	笹田義夫	"	"	東京工業大学教授
"	"	外村晶也	理・生物	"	東京医科歯科大学教授
"	"	佐藤哲也	理・共通	"	東京大学助教授
"	"	有山正孝	"	"	電気通信大学教授
"	任用更新	増井美代子	家・児童	53. 3. 31	聖マリアンナ大学助手
"	"	武藤安子	"	"	日本肢体不自由児協会会員
"	"	加勢瑠璃子	"	"	
"	"	大戸美也子	"	"	
"	"	坂野敏子	"	"	九重会会长
"	"	秋山達子	"	"	大正大学講師
"	採用	坂口亮子	"	"	整肢養護園医务部長
"	併任	堀合文子	"	"	本学附属幼稚園教諭
"	任用更新	小池五郎	家・食物	"	女子栄養大学教授
"	"	板橋文代	"	"	大妻女子大学教授
"	採用	東畑朝子	"	52. 10. 10	女子栄養大学講師
"	"	松本重一郎	"	"	上智大学教授
"	"	平野美那世	"	"	
"	"	阿部達夫	"	"	東邦大学教授
"	"	小原哲二郎	"	"	
"	"	吉田敬一	家・被服	"	昭和大学教授
"	併任	中村茂夫	"	"	東京大学助手
"	任用更新	松浦静雄	"	53. 3. 31	中央大学講師
"	併任	祖父江茂登子	"	"	埼玉大学教授
"	任用更新	安部美智子	"	"	東横学園女子短期大学 助教授
"	採用	荒木成子	"	"	
"	任用更新	芦沢玖美	"	"	杏林大学講師
"	採用	北原文雄	"	52. 10. 10	東京理科大学教授
"	任用更新	飛田満彦	"	53. 3. 31	都立大学教授
"	併任	杉野正	"	"	横浜国立大学助教授
"	採用	元井能	"	52. 10. 10	京都市立芸術大学教授
"	併任	田実栄子	"	"	国立文化財研究所研究官

52. 4. 1	採用	中村吉治	家・家経	52. 10. 10	国学院大学教授
"	"	広岡桂一郎	"	"	日本医師会統計課長
"	"	那須宗一	"	"	中央大学教授
"	"	老川寛	"	53. 3. 31	明治学院大学教授
"	"	中鉢正美	"	52. 10. 10	慶應義塾大学教授
"	任用更新	畠江敬子	家・共通	53. 3. 31	
"	"	寺元芳子	"	"	女子栄養大学教授
"	併任	増田順子	"	"	横浜国立大学助教授
"	任用更新	松山容子	"	"	
"	採用	高部啓子	"	52. 10. 10	
"	"	武田ます	"	"	日本女子大学教授
"	任用更新	田口玄一	"	53. 3. 31	青山学院大学教授
"	"	林健造	"	"	十文字学園短期大学教授
"	併任	大町淑子	"	52. 10. 10	千葉大学講師
"	"	曾我部泰三郎	"	53. 3. 31	本学附属中学校教諭
"	"	三浦登	理・物理	"	東京大学助教授
"	"	大関和雄	理・生物	52. 10. 10	東京大学教授
52. 4. 1	採用	小平靖子	文・附小	53. 3. 31	
"	併任	小泉正二	理・数学	52. 10. 10	筑波大学助教授
52. 5. 23	採用	蛎崎三起子	文・附中	53. 3. 31	
52. 5. 24	"	中村孔一	理・物理	52. 10. 10	学習院大学助手
"	併任	有賀裕勝	理・生物	"	東京水産大学助教授
52. 6. 1	採用	結城真子	文・附小	53. 3. 31	
"	"	鈴木芙美子	家・児童	"	
52. 6. 3	"	大極安子	文・附小	"	
52. 6. 16	併任	古畑三郎	文・一般	"	本学附属小学校教諭
"	採用	金子一郎	理・生物	52. 10. 10	理化学研究所研究員

◎ 非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	職 名	任 期	備 考
52. 4. 1	任用更新	天野信一	附属中学校	学 校 医	53. 3. 31	
"	"	田崎薰	附属小学校	学 校 薬 剤 師	"	
"	採用	渡部みさ子	庶務課	技 能 補 佐 員	53. 3. 30	
"	"	小林一二三	会計課	臨 時 用 務 員	"	
"	"	栗原明子	"	事務補佐員	"	
"	"	鳥越留美子	"	"	"	
"	任用更新	佐々木恵子	施設課	臨時事務補佐員	53. 3. 1	
"	採用	竹部正二	"	技 能 補 佐 員	53. 3. 30	
"	"	若月トヨ	学生課	臨 時 用 務 員	"	
"	"	中里澄子	"	事務補佐員	"	

52. 4. 1	任用更新	細 刍 佐 重 泉	附属高等学校	臨時技能補佐員	53.3.31	
"	採 用	田 代 重 泉	"	事 務 補 佐 員	53.3.30	
"	任用更新	山 本 みどり	"	臨時事務補佐員	53.3.31	
"	"	宮 崎 圭 子	"	事 務 補 佐 員	"	
"	採 用	野 崎 よし子	附属小学校	臨 時 用 務 員	"	
"	"	間 明 田 カヨコ	附属幼稚園	"	53.3.30	
"	"	畠 中 山 礼 美 子	理 学 部	事 務 補 佐 員	"	
"	"	青 山 みどり	"	臨 時 用 務 員	"	
"	"	女 ケ 澤 清 吉	"	"	"	
"	"	中 島 真 木 子	"	事 務 補 佐 員	"	
"	"	石 野 康 子	"	"	"	
"	"	井 上 喜 代 子	"	"	"	
"	任用更新	占 部 久 子	"	臨時教務補佐員	53.3.31	
"	採 用	宇 津 木 和 子	"	教 務 補 佐 員	53.3.30	
"	"	浅 百 見 キヨノ	家 政 学 部	臨 時 用 務 員	"	
"	"	浅 田 智 子	"	"	"	
"	任用更新	清 水 いく子	"	見 習 員	"	
"	採 用	小 林 紀 子	"	教 務 補 佐 員	53.3.31	
"	任用更新	太 田 理 令 子	"	"	"	
"	"	中 山 和 子	"	"	"	
"	"	大 鈴 村 典 子	"	"	"	
"	採 用	木 中 孝 子	"	"	"	
"	"	鈴 谷 由 美 子	"	"	"	
"	任用更新	木 恵 美 子	"	"	"	
"	採 用	杉 木 美 穂 子	"	"	"	
"	"	三 田 村 陽 子	"	"	"	
"	任用更新	高 橋 千 佳 子	"	"	"	
"	採 用	猪 又 美 栄 子	"	"	"	
"	任用更新	長 本 博 美	"	臨時教務補佐員	52.12.31	
"	採 用	工 藤 典 子	"	教 務 補 佐 員	52.3.31	
"	任用更新	吉 村 佳 子	"	事 務 補 佐 員	52.9.30	
"	配 置 換	吉 田 夫 美 子	"	教 務 補 佐 員	52.3.30	
"	任用更新	柳瀬 サエ子	"	"	52.3.31	
"	"	佐 柳 マ リ	"	"	"	
"	採 用	根 笠 美 代 子	"	"	"	
"	"	萱 沼 晶 子	"	"	52.6.30	
"	"	天 野 由 美 子	"	"	53.3.31	
"	任用更新	矢 島 礼 子	"	"	"	
"	採 用	長 野 新 子	"	"	"	
52. 4. 7	"	大 峰 美 子	理 学 部	事 務 補 佐 員	"	

52. 4. 11	採用	榎本洋子	理学部	事務補佐員	53. 3. 31	
52. 4. 16	"	成毛春美	会計課	臨時事務補佐員	"	
"	"	牛腸ヒロミ	家政学部	教務補佐員	"	
52. 4. 20	辞職	龜田温子	文教育学部	"		
52. 4. 21	採用	宮崎佐和子	人間文化研究科	"	53. 3. 31	
52. 5. 1	配置換	等々力佳代子	附属図書館	事務補佐員	53. 3. 30	
"	採用	荒川裕子	文教育学部	教務補佐員	53. 3. 31	
"	"	川嶋かほる	家政学部	"	"	
52. 5. 6	"	根本妙子	理学部	"	"	
52. 5. 15	辞職	加藤桂子	学生課	事務補佐員		
52. 5. 16	採用	中島美知子	"	"	53. 3. 31	
"	"	岡部真知子	家政学部	教務補佐員	"	
52. 5. 26	"	中塚みゆき	附属幼稚園	事務補佐員	52. 7. 8	
"	"	味村京子	"	"	"	
52. 5. 27	辞職	柳瀬サエ子	家政学部	教務補佐員		
52. 5. 31	"	鈴木美美子	"	"		
52. 6. 1	配置換	義山哲文	附属図書館	事務補佐員	53. 3. 30	
"	採用	阿部啓子	家政学部	教務補佐員	53. 3. 31	
"	"	中村千佳子	"	"	"	

学事

○ 昭和53年度お茶の水女子大学大学院

理学研究科修士課程学生募集要項

1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和53年3月卒業見込の者を含む）
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2. 募集人員 40名

区分	数専	学攻	物理學専攻	化専	學攻	生物學専攻
人員	10	名	10	名	10	名

3. 選抜方法 学力検査（筆記試験・口述試験）調査書等を総合して決定する。

◎ 学力検査

イ) 筆記試験

数学、物理学、生物学専攻は9月16日（金）

化学専攻は9月16日（金）・17日（土）

*物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。ただし、志望区分「化A」「化F」志望者は第1志望・第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

四) 口述試驗

数学、物理学、生物学専攻は9月16日（金）16:30から

化学専攻は 9月17日（土）13：30から

4. 出願手続 下記の書類及び検定料を取り揃えて提出する。

- (1) 志願者名票、受験票及び履歴書（本学所定の用紙）
 - (2) 卒業（又は見込）証明書
 - (3) 健康診断書（本学所定の用紙）
 - (4) 調査書（本学所定の用紙）
 - (5) 検定料 10,000円 現金又は郵便為替
 - (6) 受験承諾書 在職者及び他大学の大学院在籍者は所属長の承諾書を提出すること。（様式随意）
 - (7) 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、50円切手をはった定形郵便物用封筒を同封する。

5. 出願期間及び受付場所

- (1) 9月1日(木)～9月10日(土)
(2) 午前9時～午後3時。土曜日は午前11時30分まで。
(3) 郵送する場合は必ず書留として「大学院入学願書」と朱書きし、9月10日(土)までに必着のこと。
(4) 出願場所：本学理学部事務部

6. 終了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。
(2) 総計30単位以上修得すること。
(3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。
(4) 入学料 60,000円 授業料 年額 96,000円

7. その他の

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。
- (2) 合格発表は9月21日(水)の予定。
- (3) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、60円切手をはった定形郵便物用封筒(23.5cm×12cm)を同封すること。
- (4) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手添付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

8. 第2次募集 実施の有無については合格発表の日に公示する。

入学願書に関する通信は下記あてとする。

お茶の水女子大学理学部事務部

■ 112 東京都文京区大塚2丁目1の1

電話：東京(03) 943-3151(大代表)

都営バス 大塚2丁目停留所前

地下鉄 丸の内線 荷谷駅から徒歩 約5分

地下鉄 有楽町線 護国寺駅(音羽口)から徒歩 約5分

○ 昭和53年度お茶の水女子大学大学院家政学研究科(修士課程)

学生募集要項

1. 専攻名及び募集人員

専攻名	募集人員
児童学専攻	8
食物学専攻	8
被服学専攻	8
家庭経営学専攻	6

2. 修業年限 2年

3. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者(昭和53年3月卒業見込みの者を含む)
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

4. 出願手続

- (1) 入学願書 用紙は本学で交付
- (2) 卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 推薦書 指導教官または主任教官等により作製されたもの(形式随意 用紙はB5版縦長横書とする。)

- (4) 調査書 大学院修士課程入学者選抜実施要項に基づく調査書 用紙は本学で交付。
- (5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付。
- (6) 写 真 上半身、出願前3ヵ月以内に撮影したもの。大きさは名刺型。本学から交付する台紙による。
- (7) 受験許可書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。
前記書類を一括し、入学検定料を添え所定の期日までに本学に提出のこと。
出願書類等郵送の場合は必ず書留郵便とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。
検定料(10,000円)は定額小為替とし受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入し同封すること。
また、返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付。)を同封のこと。

5. 選考期日・出願期日・願書受付場所

区分 専攻名	第1次募集		第2次募集		備考
	選考期日	出願期間	選考期日	出願期間	
児童学専攻					
食物学専攻	昭和52年 10月13日(木)	昭和52年 9月12日(月) ~ 昭和52年 9月21日(火)	昭和53年 2月8日(水)	昭和53年 1月10日(火) ~ 昭和53年 1月18日(木)	各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
被服学専攻					
家庭経営学専攻					

- (1) 郵送の場合は出願期間最終日の消印のあるものは受付ける。
- (2) 受付時間 平 日 午前9時~午前11時30分 午後1時~午後3時30分
土曜日 午前9時~午前11時30分
- (3) 受付場所 ▲ 112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 TEL 03(943)3151 (大代表)
本学家政部事務部(都バス大塚2丁目または地下鉄茗荷谷下車)

6. 日時割及び試験場所

(1) 学科試験・口述試験

専攻名	外國語 9:30~11:00 11:15~12:00	学科筆記試験 13:00~16:00	口述試験 16:10~
児童学専攻	児(第一以外の 外国語で外国 語科目に入っ ているもの)	(1)児童学(発達・保健・臨床・福祉 ・保育) (2)論文	☆
食物学専攻	第一外国語 (英・独・仏 の内一)	(1)一般化学 (2)栄養学・食品学・調理学	
被服学 専攻	※第二外国語 (英・獨・仏 の内一)	(1)一般化学(無機・有機・物理化学) (2)被服材料学(繊維化学を含む) ・ 被服整理学(染色化学を含む) (3)論文	
家庭経営学専攻	食・被・家経 (英・獨・仏 の内第一以外 のもの)	(1)服飾美学(服飾史を含む)・被服 構成学のいずれか1科目 (2)論文	
		(1)家政学原論・家庭経済学・家族関 係学 (2)論文	

※ 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

☆ 児童学専攻志願者は、口述試験の際に、学部卒業者は卒業研究または本人の研究成果を示すものを持参すること。

上記の選択科目については出願の際届出るものとする。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学（東京都文京区大塚2丁目1番1号）

7. 検定料・入学料及び授業料 検定料 10,000 円 入学料 60,000 円 授業料（年間） 96,000 円

8. 合格者発表:

第1次募集で合格した者には昭和52年10月20日（木）、第2次募集を行った場合は昭和53年2月16日（木）頃本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

9. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

10. 注意事項

- (1) 出願書類等の請求または照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒（あて先を表記し50円切手を貼付）を同封すること。
- (2) 出願手続後の書類変更や検定料の払いもどしはできない。
- (3) 第2次募集実施の有無は第1次の合格発表と同時に発表する。

諸 報

○ 海外研修旅行

所属・官職	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理 学 部 助教授	能 村 堆 子	デンマーク、ドイツ連邦共和国、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ソヴィエト連邦	ヨーロッパ分子生物学機構（EMBO）による研究会及び研究所、大学における研究討議のため	52.5. 6 52.6. 7	研 修
〃	丸 山 有 成	アメリカ合衆国	第8回分子性結晶シンポジウム出席及び研究調査のため	52.5. 28 52.6. 10	〃
〃	池 田 宏 信	連 合 王 国	中性子非弾性散乱の研究	52.5. 30 52.7. 30	〃

○ 叙勲

昭和52年春の生存者叙勲で、本学名誉教授伊吹知勢氏が勲三等瑞宝章を受章された。

○ 名誉教授の称号授与

下記の者にお茶の水女子大学名誉教授の称号が授与された。

元理学部教授 阿阪三郎 (昭 52.5.25)

○ 志賀高原体育運動場の利用申込みについて

志賀高原体育運動場の夏季期間 (7月10日(日)～9月10日(土)) の利用申込みを、学内者は6月13日(月)，学外者は6月20日(月)から、事務局会計課管財係で受付を開始します。詳しくは学内に掲示しておりますので参照してください。

日 誌 (抄)

- 4月 2日(土) 大学院人間文化研究科(博士課程)人間環境学専攻入学願書受付開始(4月9日まで)
- 4日(月) 大学・大学院入学手続
5日(火)
- 9日(土) 大学・大学院(修士課程)入学式
- 11日(月) 学生委員会
- 11日(月) 新入生オリエンテーション
14日(木)
- 13日(水) 学生委員会，学生会館臨時運営委員会，学寮委員会
- 15日(金) 前学期授業開始，一般教育委員会
- 18日(月) 教職課程委員会，教育実習委員会，大学院人間文化研究科(博士課程)人間環境学専攻入学試験，教務委員会
- 19日(火) 大学院人間文化研究科会議，大学院人間文化研究科(博士課程)人間環境学専攻合格者判定会議，女性文化資料館運営委員会
- 22日(金) 大学院人間文化研究科(博士課程)人間環境学専攻合格者発表
- 23日(土) 研究科委員会(文・理)，各学部教授会，学芸員課程委員会
- 25日(月) 事務改善研究委員会
- 25日(月) 大学院人間文化研究科(博士課程)人間環境学専攻入学手続
- 26日(火) 学寮委員会，学寮協議会

- 4月 27日(水) 評議会，教育実習委員会，大学院人間文化研究科(博士課程)入学式
- 28日(木) 学生会館臨時運営委員会，入試委員会
- 5月 6日(金) 電算機室運営委員会
- 10日(火) R I 実験室運営委員会，極低温実験室運営委員会，関東甲信越地区国立学校施設担当部課長会議(於電気通信大学)
- 11日(水) 大学院人間文化研究科会議，入試委員会，一般教育委員会，保健管理センター運営委員会，臨時関東甲信越地区国立大学会計部課長会議(於東京大学附属病院好仁会館)
- 12日(木) 入学料免除選考委員会
- 13日(金) 学生委員会，廃水管理委員会，関東甲信地区国立大学事務局長会議(於東京水産大学)
- 13日(金)
14日(土) 国立七大学理学部長会議(於熊本大学)
- 16日(月) 教務委員会，臨海実験所運営委員会，放射線使用者に対する血液検査
- 18日(水) 各学部教授会
- 21日(土) 東京地区国公立大学体育大会実行委員会(於東京工業大学)
- 23日(月) 昭和52年度国立大学事務局長会議(於国立教育会館)
- 24日(火) 附属学校運営委員会，学寮委員会，学寮協議会
- 25日(水) 評議会，保健管理センター運営委員会，院生総会
- 26日(木) 予算委員会，学生会館臨時運営委員会，授業料免除選考委員会
- 27日(金) 学生委員会
- 30日(月) 一般教育委員会，教務・一般教育合同部会
- 30日(月)
31日(火) 昭和52年度国立学校経理部課長会議(於東京国立科学博物館)
- 31日(火) 学生委員会
- 6月 1日(水) 学生委員会，理学研究科委員会，各学部教授会，臨時学生大会，石原事務局長全学送別会
- 2日(木) 昭和52年度国立大学施設担当部課長会議(於青山会館)，第24回国立大学図

<p>書館協議会総会（於一橋講堂，如水会館）</p> <p>3日(金) 新入生セミナー補導委員会</p> <p>6日(月) 学生定期健康診断</p> <p>8日(水)</p> <p>7日(火) 昭和52年度国立大学学生部長・課長国立高等専門学校学生課長会議（於一橋講堂）</p> <p>8日(木) 評議会，紀要編集委員会</p> <p>9日(木) 施設計画委員会，教職課程委員会</p> <p>9日(木) 国立学校及び所轄機関等庶務部課長会</p> <p>10日(金) 議（於一橋講堂）</p> <p>13日(月) 入試委員会，一般教育委員会，事務連絡会議</p> <p>14日(火) 教務委員会</p> <p>15日(水) 研究科委員会（文・理），各学部教授会</p> <p>15日(水) 第64回東京地区国公立大学厚生補導部</p> <p>16日(木) 課長懇談会（於東京大学検見川総合運動場）</p> <p>17日(金) 学生委員会，学生連絡協議会</p> <p>18日(土) 評議会</p> <p>20日(月) 外国人留学生懇談会</p> <p>21日(火) 関東甲信越地区国立大学赤城山寮運営委員会（於群馬大学），国立大学協会</p> <p>22日(水) 第60回総会（於国立教育会館）</p> <p>22日(水) 教職課程委員会</p> <p>23日(木) 全国国立大学長会議（於国立教育会館）</p> <p>24日(金) 国立大学協会第27回事務連絡会議（於国立教育会館）</p> <p>24日(金) 東地区留学生交流研究協議会（於横浜</p> <p>25日(土) 国立大学</p> <p>28日(火) 学寮委員会，学寮協議会</p> <p>29日(水) 学生会館臨時運営委員会，一般教育委員会，附属図書館運営委員会，廃水管理委員会</p> <p>30日(木) 学生会館臨時運営委員会</p>	
---	--